

議案第 61 号

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 27 日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたこ
とに伴い、当該基準を踏まえて定める本条例について、所要の改正を行うため
、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例（案）

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京田辺市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健

康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「利用乳幼児に対する利用開始時の」を「それぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。) の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時 の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の 健康診査又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由				
<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「<u>乳幼児</u>」という。）の利用開始前の健康診断</td> <td style="padding: 2px;"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">乳幼児に対する健康診査</td> <td style="padding: 2px;"><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td> </tr> </table> <p>3 及び4 (略)</p>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「 <u>乳幼児</u> 」という。）の利用開始前の健康診断	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	乳幼児に対する健康診査	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	<p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p> <p>3 及び4 (略)</p>	国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う字句の整理及び表の追加
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「 <u>乳幼児</u> 」という。）の利用開始前の健康診断	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>					
乳幼児に対する健康診査	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>					